資料2

新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催及び公共施設の利用制限への対応方針

※　網掛け　　は変更箇所

国における新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針及び愛知県の「警戒領域」での感染防止対策を踏まえ、市の主催するイベント等の開催及び公共施設の利用制限については、令和３年１１月１日（月）から、下記の方針で対応を行う。

記

１　イベント等の開催について

イベント等の開催制限の目安について、　　下表のとおりとし、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期する。なお、開催に当たっては、「イベント開催における新型コロナウイルス感染症対策運営マニュアル」を参考に、感染防止対策を講じた上で開催する。

人数制限の目安	・５，０００人又は収容定員５０％以内　　のいずれか大きい方を上限とする。※

※　収容定員が設定されている場合で、大声での歓声、声援等を伴うイベントは、収容定員５０％以内の人数と上記人数のいずれか小さい方とする。

２　公共施設の利用制限について

公共施設について、国が公表した「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止対策を徹底した上で、原則、利用制限を解除する。

※　施設利用により多数の感染者が発生した場合は、個別に施設を閉鎖する。

※　これまで実施している新型コロナウイルス感染症を理由にキャンセルした場合の使用料、利用料の全額還付の取扱については、当面の間、継続する。